

制限付一般競争入札の実施について

那覇市長 城間 幹



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6、那覇市契約規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名：車両賃貸借契約
- (2) 内容：車両(2台)の賃貸借。詳細については、車両賃貸借契約主要装備一覧(仕様書)〈別紙1〉のとおり
- (3) 履行期間：納車日から60月
(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約)
- (4) 納期：車両賃貸借契約主要装備一覧(仕様書)〈別紙1〉のとおり
- (5) 予定価格：非公表
- (6) 特記事項：長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
 - ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2. 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告の日の3ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2

号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(6) 那覇市内に本店、支店、又は営業所を有していること。

(7) 車両の故障等緊急時に、迅速に対応できること。

3. 契約条項を示す場所

賃貸借契約書(案)〈別紙8〉のとおり

4. 入札参加申込

(1) 申請方法

当該業務の入札参加を希望する者は、競争入札参加申込書〈別紙2〉に、次に掲げる書類のうち必要な書類を期日までに、(3)イに掲げる場所に直接若しくは簡易郵便で提出すること。ただし、那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第6条に基づく「令和4・5年度物品購入等入札参加資格者名簿」の登録業者は、(2)提出書類のウからサまでの書類の提出を免除するものとする。

なお、申込書の提出がない場合は、入札に参加できないので、担当者へ到達の確認を実施すること。

※ 提出された書類については、公文書扱いとし、当該情報を公開することもあります。

(2) 提出書類

ア 競争入札参加申込書〈別紙2〉

イ 誓約書〈別紙3〉

ウ 定款

エ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

オ 印鑑証明書

カ 身分証明書(個人のみ)

キ 登記事項証明書(登記されていないことの証明)

ク 市町村税納税証明書(滞納のない証明書)

ケ 消費税納税証明書(滞納のない証明書)

コ 財務諸表(直近2年分の決算(又は確定申告)における貸借対照表及び損益計算書)

サ 営業許可証明書等

(3) 申請期間、提出場所(受付窓口)

ア 期間

この公告日から令和4年6月21日(火)まで(土曜日、日曜日祝祭日を除く)の午前9時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所(受付窓口)

受付窓口：那覇市総務部秘書広報課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 5階

電話番号 098-861-5173 FAX番号 098-869-8190

※申請書等の諸様式は、那覇市ホームページに掲載

(4) 入札参加資格の審査結果通知について

「令和4・5年度物品購入等入札参加資格者名簿」の登録業者以外の入札参加申込者については、入札参加資格を審査し、令和4年6月24日(金)までに競争入札参加資格の有無を文書にて通知する。

なお、登録業者については、審査は行わない。

5. 質問の方法及び回答

入札説明会は実施しないため、入札説明書<別紙10>を熟読のうえ、入札についての質問がある場合は、期日までに「質問票」<別紙4>に必要事項を記入し提出すること。

※担当者へ到達の確認を実施すること。

(1) 提出期限：令和4年6月21日(火)午後5時必着

(2) 提出場所：那覇市総務部秘書広報課に持参又はFAXにより提出すること。

(3) 回答方法：那覇市ホームページに令和4年6月24日(金)までに掲載する。

※個別の回答は行わない。

6. 参考車種以外の車種で入札を行う場合

参考車種の同等品を提案する場合は、同等車種確認明細書<別紙9>とカタログを提出すること。

※担当者へ到達の確認を実施すること。

(1) 提出期限：令和4年6月21日(火)午後5時必着

(2) 提出場所：那覇市総務部秘書広報課に持参又は郵送により提出すること。

(3) 回答方法：令和4年6月24日(金)までに同等品の可否について那覇市ホームページにて通知する。

7. 入札日時

(1) 入札日時：令和4年6月30日(木)午前11時

(2) 場 所：那覇市役所5階 庁議室

那覇市泉崎1丁目1番1号 ※駐車場有料

(3) 入札方法：直接投函

(4) 必要書類：ア 入札書<別紙5>

※入札説明資料参照

イ 代理人が入札する場合にあっては、委任状<別紙6>

8. 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

9. 契約保証金

那覇市契約規則第29条第1項の規定により契約金額の100分の10以上とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を、同種・同規模契約の実績<別紙7>と共に提出する場合。(本社、支店等含む)

10. 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札(2回目、3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札参加申込書に記載された内容(住所、商号、代表者氏名、届出印等)と異なる内容が記載又は押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、

これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 入札執行は3回までとする。

12. 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表する。

13. 入札の取りやめ等

(1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。

(2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、もしくは取りやめることがある。

(3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

14. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

(1) 入札参加者は、1業者1名とする。

(2) 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。

(3) 入札参加者が体調不良(発熱や悪寒等)の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

(4) 入札会場に入室する前に、備え付けの消毒薬で手指の消毒をすること。

15. 問い合わせ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部秘書広報課 秘書グループ 担当:儀間、仲本

電話番号 098-861-5173

FAX番号 098-869-8190

那覇市議会事務局庶務課 庶務係 担当:名城、與那嶺

電話番号 098-862-8108

FAX番号 098-862-8296